平成２４年（フ）第５２４号
大分市大字古国府1355番地の６　アドバンス古国府304
債務者　鶴田　真次
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３０号
大分市高江南３丁目24番地の２
債務者　中島　里治
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５号
宮崎市佐土原町西上那珂635番地１
債務者　寺原　康之
1　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４１号
宮崎市池内町古門973番地　市営住宅148棟１号
債務者　安田　玲子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４３号
宮崎市鶴島３丁目75番地　鶴田コーポ205号
債務者　高崎　美和
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３３号
富山市八尾町三田233番地17
債務者　寺家　與一
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで　富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１号
広島県福山市神辺町字湯野828番地４
債務者　矢田　博昭
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２２号
広島県福山市駅家町大字弥生ケ丘10番地294県住１―102
債務者　金近　征正
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２８号
広島県福山市芦田町大字福田833番地２、旧住所福山市丸之内１丁目３番16―201号
債務者　茅本　純子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１９号
千葉県鎌ケ谷市中佐津間２丁目７番10号
債務者　飯塚　正人
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第８１号
千葉県松戸市八ケ崎２丁目14番地の１　東急ドエル松戸ビレジ715号
債務者　小泉　　智
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１００号
千葉県松戸市上本郷852番地の３　ファミーユ斉藤202号
債務者　片岡　祐基
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１０２号
千葉県松戸市六実４丁目１番地の14　丸五ビル201号
債務者　藤原亜沙美
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８９０号
兵庫県三木市志染町青山５丁目18番地の10　キョウシンハイツ203号、住民票上の住所兵庫県三木市志染町青山５丁目18番地の10　キョウシンハイツ201号
債務者　西浦　雅史
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６８号
北九州市八幡西区鷹の巣１丁目１番11号　２Ｆ
債務者　清水美津枝
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６８３０号
大阪府八尾市沼１丁目68番地の65　朝日プラザシティ八尾南１番館202号
債務者　玉手　哲生
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２６号
大阪府茨木市玉櫛１丁目８番３―306号
債務者　木村　幸夫
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６３号
大阪府枚方市渚西１―７―20―202号、住民票上の住所大阪府枚方市楠葉野田１丁目７番11号
債務者　池上　　準
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部